



ひとりで悩まずに、 相談してみませんか？

串間市家庭児童相談室

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)

市総合保健福祉センター（市民病院隣）に設置され、2人の相談員が子育てに係るさまざまな悩みや心配ごとについて、相談に応じています。

《家庭児童相談員による相談内容》

●子どもに関すること

■相談の種類

- ・育児やしつけの相談 ・性格などの相談 ・養育の相談
- ・発達の相談 ・非行の相談

●家庭に関すること

■相談の種類

- ・DVに関する相談
- 配偶者などから暴力を受けていて、子どもへの影響が心配
- ・母子・父子家庭に関する相談
- 母子、父子家庭になって不安、どのような制度があるのかを知りたい

子育ては、楽しいようで不安や心配もつきものです。

子どもたちは、一人一人可能性を秘めています。他の子と比べることなくわが子をしっかり見守り、良いところをたくさん発見してほしいものです。

子どもに自分で考える時間を与え、イライラせずにのんびり、ゆっくり子どものやる気を引き出す言葉かけをしていきましょう。

※相談の内容により、保健師、保育士、民生委員・主任児童委員など関係機関と連携して助言・指導を行います。

※都城児童相談所の児童福祉司、心理判定員が専門的に障がいに関する相談を行う「定期巡回相談」の受け付けや連絡も行っていきます（療育手帳の申請や更新手続き・年2回）。

【相談内容の秘密は守ります。安心してご相談ください】

●相談時間＝月～金曜日 午前9時～午後5時
（電話相談も受け付けます）

●相談員＝百野達巳・田中眞由美

●連絡先＝☎72-5783 (直通) ／☎72-1123 (内線535)

ハッピー
スマイル

かとう ひなた
加藤 妃菜汰ちゃん
(令和3年8月2日生)

かずのり りか
加藤一徳・理香さんの次女(福島地区)



よく笑い、動く妃菜汰ちゃん。最近は興味津々にいろいろな物を手に取って遊んでいます。また、お姉ちゃんとままごとをしたり絵本を見たりして仲良く遊んでいて、ニコニコ笑っている姿がとてもかわいいです。自己肯定感のある元気で優しい子に育ってね。

子育てINFO

『子育て中のお悩み相談室』

子どもが自分の思い・言い分を訴えたとき、周りの人が困っていることが分かってでも自分の思いなどを押し通そうとする行為は、自己主張ではなく「わがまま」になります。なぜならば、「他の人はどうなっても自分さえよければいいや」という思いを通すことになってしまうからです。しかし、子どもには、自分の主張が他の人の迷惑になるかどうかの判断がまだ難しいので、子どもが自己主張をしたとき、その主張を受け入れてよいかどうかを吟味しつつ、駄目なときはなぜ主張を受け入れられないのかという理由を伝えることが大切です。そうすることで「どういう事が聞き入れられるのか、聞き入れられないのか」を判断できるようになったり、相手にも思いがあるということに気付くようになるのではないのでしょうか。

『子ども予防接種』

●子宮頸がん予防ワクチンについて

積極的な接種勧奨が再開されたことに伴い、対象者に順次個別通知をしています。

・定期接種対象者

平成17年4月2日～平成23年4月1日生まれの女性の方

・キャッチアップ接種対象者＝平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性の方

まだ3回接種していない方はお早めの接種をお願いいたします。

●子宮頸がんワクチン任意(自費)接種費用償還制度について

子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、**令和4年8月31日**までに任意(自費)で接種した方に費用の償還を行います。対象年齢の方には個別通知をしていますので、過去の接種歴をご確認の上、該当の方は申請をしてください。

・対象者＝キャッチアップ接種対象者でまだ無料接種を3回しておらず、高校2年生相当年齢以降、令和4年8月31日までに国内において2価もしくは4価ワクチンの任意(自費)接種を受けた方(※9価は対象外)

・申請に必要なもの＝申請書(市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し)、接種したことが分かる母子手帳などの写し、額の分かる領収書などの原本(無い場合は市の定める額)

・申請期日＝令和4年9月1日～令和7年3月31日

(接種日は令和4年8月31日まで)

※令和4年9月1日以降、県外で接種予定の方は、事前申請が必要です。

●麻しん風しん(2期)・2種混合ワクチン・日本脳炎も個別通知をしています。

その他のワクチンと併せてお早めの接種をお願いいたします。



ご存じですか？医療費助成制度

本市では、中学生以下のお子さんやひとり親家庭の方、障がい者の方などが安心して医療を受けられるよう、医療費助成事業を実施しています。

	子ども医療費助成	母子および父子家庭等医療費助成	重度心身障がい者医療費助成
対象者	0歳から 中学3年生までの児童・生徒	・児童を養育するひとり親家庭などの父母または配偶者のいない養育者(児童・生徒が18歳になる年度末まで。ただし、進学などで引き続き扶養する場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで) ・ひとり親家庭などの児童・生徒(18歳になる年度末まで) ・父母のいない児童・生徒(18歳になる年度末まで)	・身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方 ・療育手帳Aの交付を受けた方 ・身体障害者手帳3級と療育手帳B-1両方の交付を受けた方
助成内容	医療費の自己負担分を助成(保険対象医療費に限る)	1カ月の医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)	●通院 1カ月あたり1診療報酬明細(1医療機関)の医療費が500円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)。薬局での薬代は、自己負担分を助成 ●入院 1カ月あたりの医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)
受給資格者の申請に必要なもの	①請求者の通帳 ②対象児童の健康保険証 ③マイナンバーカード	①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②請求者の通帳 ③請求者と対象児童の健康保険証 ④マイナンバーカード	①障害者手帳 ②請求者の通帳 ③請求者の健康保険証 ④マイナンバーカード
助成の申請方法	●県内の医療機関 窓口に「受給資格者証」を提示すれば、医療費の支払いはありません。 ●県外の医療機関 医療費を支払っていただいた後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。	●通院 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。 ●入院 県内の医療機関の場合は、窓口に「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。県外の場合は、通院と同様の手続きが必要です。	●県内の医療機関 窓口に「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。 ●県外の医療機関 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。
申請受付締切日	毎月末日	毎月末日	毎月10日

☆次の場合は手続きが必要です！

- ・健康保険証、住所、氏名が変わったとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・受給資格者証をなくしたり、破損したとき
- ・対象要件に該当しなくなったとき

☆助成の申請は1年以内に！

- ・受診月から1年を過ぎると、助成金の支給はできません。
- ・申請受付締切日以降は、同月、同医療機関の分がすでに申請済みの場合は、別日の利用分であっても再度の申請、支給はできませんので、申請は受診月の翌月以降に行うようにしてください。

☆医療機関への適正受診にご理解とご協力を！

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・お薬手帳を活用しましょう。
- ・「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を活用しましょう。



問／福祉事務所こども政策係・自立支援係☎72-1123 (内線507・503)